

川崎市農業経営高度化支援事業補助金

【経営改善支援事業】

— 令和6年度公募要領 —

川崎市では、農業の担い手である認定農業者等の方に対し、農業経営改善計画を達成するための設備投資等を支援する補助金制度を設けています。

本公募要領は、「川崎市農業経営高度化支援事業補助金」のうち、経営改善支援事業（市内農産物の販売促進や労働時間の削減など、経営改善に関するもの）を対象としております。

【概要】

対象者	市内に住所を有する認定農業者等 ^{注1} 又は補助金交付決定までに認定を受ける方
対象事業	次の①及び②及び③のいずれかの項目に該当する事業 ① 市内産農産物の販売促進 ・高付加価値・ブランド化事業 ・販路拡大のための事業 ② 市内産農産物を使った商品開発 ・6次産業化のための商品開発・製造 ・マーケティング ③ 労働時間削減に資する事業（生産に関わるものを除く）
補助額	1件あたり補助上限額 75万円 （ただし 予算の範囲内 ）
申請の下限額	1件あたりの補助金申請予定額が10万円（補助対象経費が20万円）未満の場合は、本事業の対象になりません。
対象経費	○広告掲載のための印刷費、広告料等 ○PR用のチラシ、パンフレット、のぼり、看板等の製作のためのデザイン代、製作費等 ○オリジナルロゴ及び出荷箱・袋・シールの製作のためのデザイン代、製作費、デザイン使用料等 ○ホームページやデータベース、映像等の無形物の制作委託費等 ○直売所の設置又は改修費（運搬費を含む） ○農産物自動販売機の設置費（運搬費を含む） ○農産加工品の開発・製造に必要な経費等 ○調査・分析にかかる委託料等 ○労働時間削減に資する機械機器の導入費（設置費及び運搬費を含む） ○その他市長が認めるもの ※消費税及び地方消費税は対象外 ※川崎市の他の補助金を受ける場合は対象外
補助率	補助対象経費の 1/2以内
選定方法	書類受付後に書類審査（必要に応じてヒアリング又は現地調査）を行い、交付先を決定します。
申請手続き	申請される方は、申請書類を農業振興課に御提出ください。 申請書類は川崎市ホームページからダウンロードできます。
受付期間	令和6年4月24日（水）～令和7年1月31日（金） ※期間中は随時受付、予算がなくなり次第終了

注1 認定農業者等：農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき市から認定を受けた方、又は同法第14条の4第1項に基づく青年等就農計画の認定を受けた方

【お問合せ・申請先】

川崎市経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課

住 所：〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階

電 話：044(860)2462

F A X：044(860)2464

E-Mail：28nogyo@city.kawasaki.jp

ホームページ：http://www.city.kawasaki.jp/

※「川崎市 農業経営高度化」で検索してください。

1 事業の目的

認定農業者等の農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組の経費に対して補助金を交付することにより、地域農業のけん引役が期待される認定農業者の供給力及び収益力の増強による所得の増大を図るとともに、農業経営が持続的に発展し、農業担い手の確保に寄与することを目的としています。

2 補助対象事業

補助対象事業は、次のいずれかに該当する経費を対象とします。

市内産農産物の販売促進	市内産農産物について、高付加価値・ブランド化や、販路を拡大するための事業
市内農産物を使った商品開発	6次産業化のための商品開発・製造や、その他マーケティングなど。6次産業化とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に規定する「農林漁業及び関連事業の総合化」（農林漁業者等による農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動により、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値の創出を目指したもの）をいう
労働時間削減に資する事業	事業者の労働時間削減に資する機械機器の導入など 単位労働投下時間当たりの生産量（額）の向上に係るものを除く

※補助対象期間内（令和7年3月中旬まで）に、補助対象事業が完了することが条件となります。

3 補助対象者

認定農業者等で、川崎市に住所を有する農業を営む方又は川崎市に本店が所在する農業生産法人を対象とします。

なお、次の各号のいずれかに該当する方は、補助金の交付対象者になりません。

- (1) 既に事業を実施している又は事業を終了している
- (2) 同一内容、同一経費、もしくは申請年度の前年度に同一施設・設備に対し、既に川崎市の助成制度による助成を受けている又は採択が決定している
- (3) 市民税を滞納している
- (4) 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、第3号に規定する暴力団員等又は第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (5) その他、市長が不適当と認める場合

4 補助金の額及び補助率

補助の額は75万円を上限とし、10万円を下限とします。

1件あたりの補助金申請予定額が10万円(補助対象経費が20万円)未満の場合は、本事業の対象になりません。

補助率は、補助対象経費の合計額の2分の1以内です。

ただし、国、神奈川県、その他の団体から同様の補助金等(以下「その他の補助金」という。)を受ける場合の補助金の額は、補助対象経費からその他の補助金の補助金額を差し引いた額の2分の1以内とします。なお、その他の補助金を併用する場合、補助事業者の自己負担額は、補助対象経費4分の1を下回らないこととします。

※補助金は、予算225万円の範囲内での配分となり、先着順での受付となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合があります。

※補助金は、補助対象事業終了後の確定払いになります。

5 補助対象経費

補助の対象は、次に掲げる事業費とします。

- (1) 広告掲載のための印刷費、広告料等
- (2) PR用のチラシ、パンフレット、のぼり、看板等の製作のためのデザイン代、製作費等
- (3) オリジナルロゴ及び出荷箱・袋・シールの製作のためのデザイン代、製作費、デザイン使用料等
- (4) ホームページやデータベース、映像等の無形物の制作委託費等
- (5) 直売所の設置又は改修費(運搬費を含む)
- (6) 農産物自動販売機の設置費(運搬費を含む)
- (7) 農産加工品の開発・製造に必要な経費等
- (8) 調査・分析にかかる委託料等
- (9) 労働時間削減に資する機械機器の導入費(設置費及び運搬費を含む)
- (10) その他市長が認めるもの

なお、本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象ではありません。

- (1) 消費税及び地方消費税

- (2) 経常的な取組及び単純更新
- (3) 事業実施主体の維持管理経費
- (4) 契約書及び領収書の作成に係る経費
- (5) 事業実施主体が自費又は他の補助により実施中の事業を本事業に切り替えるもの
- (6) 現金払い又は金融機関からの振込払い以外により支払いが行われているもの
- (7) ポイントを用いて支払いをした分の経費
- (8) 農産物を生産するための経費（種苗代、肥料や飼料等の資材費）
- (9) 汎用性の高いものを購入するための経費
- (10) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (11) その他市長が不適当と認めるもの

経費が補助対象となるかどうかの一例は、以下のとおりです。

- 例1** 現在使用しているチラシを、日付などを変えて印刷したい
→単純更新のため、補助対象にならない。チラシのデザイン等をリニューアルして印刷する場合は対象となる
- 例2** 現在公開しているホームページの情報が古いため、業者に委託して更新したい
→単純更新のため、補助対象にならない。ホームページの新規作成やリニューアルする場合などは対象となる
- 例3** 既存のオリジナルロゴを使用している出荷箱を、調達したい
→経常的な取組のため、補助対象にならない。既存のロゴなどを使用して新しい製品を製造する場合や、新たにロゴやデザイン等を作成する場合などは、補助対象となる

6 補助金の併用

川崎市農業経営高度化支援事業補助金については、本公募要領で定める【経営改善支援】と別途公募要領を定めている【生産向上等支援】の2種類がありますが、同一申請者につき申請のあった年度内に1件までとします。

7 補助対象期間

補助対象期間は、1年度内（令和7年3月中旬まで）です。

8 申請書類

次の書類を各1部揃えて提出してください（提出書類は返却しません）。なお、追加資料の提出を求める場合があります。

- (1) 川崎市農業経営高度化支援事業補助金（経営改善支援事業）交付申請書
（第2－2号様式）
- (2) 事業計画書（経営改善支援事業）
- (3) 農業経営改善計画（新たに認定又は変更の認定を受ける場合はその案）又は青年等就農計画
- (4) 農業経営改善計画認定書の写し及び当該認定に係る農業経営改善計画（既に認定を受

- けている場合に限る。)又は青年等就農計画認定書の写し
- (5) 事業の概要及び費用がわかる資料(カタログ、技術資料、設計図書、見積書等)
 - (6) 看板又は農産物自販機の設置、直売所の設置又は改修、その他施設や設備の設置を伴う場合は、設置する場所の土地の位置、区域及び面積並びに使用権原に係る資料
 - (7) 農業所得に関する確定申告書の写し
 - (8) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(第3号様式)
 - (9) 市民税納税証明書
 - (10) その他市長が必要と認める資料
- ※ これから認定農業者に係る農業経営改善計画(又は計画変更)の認定を受ける方は、「川崎市農業経営高度化支援事業実施申出書(第1号様式)」を提出してください。農業関係機関又は農業経営に知見を有するものの助言等を受けていただき、上記の(1)から(10)までの書類を提出してください。なお、補助金の交付決定までに農業経営改善計画又は同計画変更について認定を受ける必要があります。

9 申請書類の提出等

申請書類の提出は、申請期間中に次の申請窓口提出してください。

申請期間 令和6年4月24日(水)～令和7年1月31日(水)

(土曜・日曜・祝日を除きます。受付期間8時30分～17時15分まで)

申請窓口 川崎市経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課

住所 〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

JA セレサ梶ヶ谷ビル2階

電話 044-860-2462

10 財産の処分の制限について

この補助対象事業により取得した財産の所有権は、申請者に帰属します。ただし、当該財産のうち、取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上のものについて、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

ただし、下記に該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 補助金額確定日の属する年度の終了後5年間を経過した場合
- (2) 補助事業者の死亡等、やむを得ない事由によると市長が認めた場合

11 補助金の取消し等

次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付を受けるまでに交付対象者としての要件を欠くことになったとき

- (4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき
- (5) 財産の処分の制限に反して処分したとき

12 その他

- (1) 交付決定された事業は、申請者名、事業内容等を本市ウェブサイト等にて公表します。
- (2) 補助金の交付を受けた方は、交付を受けた日の属する年度から5年間、会計帳簿等の証拠書類を保管してください。
- (3) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングが行われる場合がありますので、御協力をお願いします。

13 農業経営高度化支援事業補助金（経営改善支援）の申請から支払までの流れ

